

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛心会
(2) 法人所在地 鹿児島県鹿児島市下福元町9057番地
(3) 電話番号 099-284-6383
(4) 代表者氏名 理事長 義山 正浩
(5) 設立年月日 平成3年11月26日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成12年4月1日 指定
鹿児島県第4678200033号
- (2) 施設の目的 福祉サービスを必要とする者が、心身共に健やかに育成され、又は社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び、心身の状況に応じ地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的にする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 縄文の郷
- (4) 施設の所在地 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2458番地2
- (5) 電話番号 0997-42-2820
- (6) 事業所長（管理者）名 義山 正浩
- (7) 当施設の運営方針 当施設は職員間の融和をはかり、入居者の人権・人格を尊重し常に入居者の立場に立って、基本的生活に向けての心身共に自立されるよう援助を行い、活気ある「生活の場」としての施設作りに力を注ぐことを基本とする。
- (8) 開設年月 平成9年12月5日
- (9) 入居定員 70人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として2人部屋ですが、個室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	20室	床頭台・洗面所・トイレ（自動照明）
2人部屋	25室	床頭台・洗面所・トイレ（自動照明）
合計	45室	
食堂	2室	介護オーバーテーブル等
機能訓練室	1室	平行棒・ブッシュアップ台等
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽等
医務室	1室	

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別に負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

当施設に置きましては、当分の間ご負担は考えておりません

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 換 算	指 定 基 準
1. 施設長	1 名	1 名
2. 介護職員	27 名 以上	27 名
3. 生活相談員	1 名 以上	1 名
4. 看護職員	3 名 以上	3 名
5. 機能訓練指導員	1 名 以上	1 名
6. 介護支援専門員	1 名 以上	1 名
7. 医師	1 名（非常勤）	1 名
8. 栄養士	1 名 以上	1 名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では

1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週水曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人数
	1. 早朝：07:30～16:30 5名以上
	2. 日中：09:00～18:00 7名以上
	3. 夜間：16:30～09:00 3名以上
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人数
	1. 8:30～17:30 1名以上
	2. 9:00～18:00 2名以上
4. 機能訓練指導員	兼務

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスにつて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

☆利用料金については「別紙利用料金表」を参照

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食 事（食費は別途いただきます）

- ・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。

（食事時間）

朝 食 : 07:30～08:30

昼 食 : 11:30～12:30

夕 食 : 16:30～17:30

② 入 浴

- ・ 入浴または清拭を週2回行います。また、それに加え夏期を中心にシャワー浴も実施します。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床の配慮します。
- ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ ご契約者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。（契約書第18条、第20条参照）

1. サービス利用料金	2,460 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3. 自己負担額（1-2）	246 円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

<サービスの内容と利用料金>

① 食事の提供に要する費用 (食材費及び調理費)

入居者に提供する食事の材料費及び調理費に係る費用です。

実費相当額の範囲にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食事の金額(1日当たり)のご負担になります。

② 居住に要する費用(光熱水費及室料)

この施設及び設備を利用し、滞在するにあたり、多床室利用の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却等)を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額(1日当たり)のご負担となります。

③ 特別な食事(酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金: 要した費用の実費

④ 理髪・美容

[理髪サービス]

理髪店より訪問して頂きサービスをご利用いただけます。

利用料金: 1回2,000円

⑤ 特別な居室の提供に要する費用

当分の間ご負担はありません。

⑥ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○ 管理する金銭の形態: 施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○ お預かりするもの: 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券・年金証書

○ 保管管理者: 施設長

○ 出納方法: 手続きの概要は以下の通りです。

・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び払い出しを行います。

・ 保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、その写しを契約者へ交付します。

○ 利用料金: 1ヶ月あたり(当分無料と致します。)

⑦ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく事が出来ます。

利用料金: 材料代等の実費は当分の間無料と致します。

(例)

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容(例)	備考
1月	1日-お正月: おせち料理を頂き、新年をお祝いいたします。	
2月	3日-節分: 施設内で豆まきを行います。	
3月	3日-ひな祭り: お雛様飾りを作り、飾り付けを行います。	
4月	上旬-お花見: 施設外への遠足・ドライブを行います。	

ii) クラブ活動

書道、塗り絵、ちぎり絵等

⑧ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも確認できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。 一枚につき10円

⑨ 日常生活上必要となる諸経費実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用をご負担頂きます。(実費相当分：嗜好品等)

⑩ 契約者第19条の定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護	要 介 護 1	要 介 護 2	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5
料 金	9,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円

ご契約者が、自立又は要支援と判定された場合 : 9,500円

※経済状態の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明致します。

(3) 利用料金のお支払方法 (契約者第5条参照)

前期(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までには以下のいずれかの方法でお支払下さい(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振込み

南日本銀行	屋久島支店
普 通	1015049
特別養護老人ホーム 縄文の郷 施設長 義山正浩	

(4) 入居中の医療機関の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により、下記協力機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません)

① 協力医療機関

医 療 機 関 の 名 称 屋久島徳洲会病院
所 在 地 (電 話) 熊毛郡屋久島町宮之浦2467番地 (0997-42-2200)
診 療 科 目 内科・外科・産婦人科・歯科口腔外科等

② 協力歯科医療機関

医 療 機 関 の 名 称	屋久島徳洲会病院
所 在 地 (電 話)	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番地 ナビダイヤル (0570-008940)

6. 施設を退居していただく場合

当施設との契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者は退居していただくことになります。（契約書第13条参照）

①	要介護認定のよりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合（但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入居している場合、本号は、平成17年3月31日までは適用されません。）
②	事業者が解散した場合。破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③	施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能となった場合
④	当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
⑤	ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下を参照ください）
⑥	事業所から退居の申し出を行った場合（詳細は以下を参照ください）

- (1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を、申し出ることができます。その希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

①	介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②	ご契約者が入院された場合
③	事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④	事業者もしくはサービス従事者が秘密義務に違反した場合
⑤	事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥	他の入居者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

- (2) 事業者からの申し出により退居して頂く場合（契約解除）（契約書第16条参照）以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことができます。

①	契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事業を生じさせた場合
②	ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③	ご契約者による、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④	ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所へ入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑤	ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合



* 契約者が病院等の入院された場合への対応について * （契約書第18条参照）

当施設入居中に、医療期間への入院の必要が生じた場合の対応は、下記の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合
6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
1日あたり 246円

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

- * ご契約者の入院期間中に、使用していた居室、ベットを指定短期入所者生活介護サービスを利用する利用者に使用する場合があります。但し、退院時は同居室、ベットを遅延なく使用できる状態にしておく事とする。

(3) 円滑な退居のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のための必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」を定めることができます。（契約書第20条参照）当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡に係る費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。※ 入所締結時の残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）
[職名] 生活相談員 中馬 三紀
- 連絡先 縄文の郷
- 受付時間 毎週月曜日から日曜日 9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

屋久島町役場内課 介護保険担当課	所在地：熊毛郡屋久島町宮之浦1593番地 電話番号：0997-42-0100 FAX：0997-42-2732 受付時間：8:30～17:15
国民健康保険 団体連合会	所在地：鹿児島市鴨池新町7番4号 電話番号：099-206-1029 FAX：099-206-1068 受付時間：9:00～18:00
屋久島町 社会福祉協議会	所在地：熊毛郡屋久島町宮之浦2467番地19号 電話番号：0997-42-2711 FAX：0997-42-2361 受付時間：8:30～17:00

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階、鉄骨造 地上1階

(2) 建物の延べ床面積

2,533.23㎡、973.50㎡ 計 3,526.73㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【短期入居生活介護】	平成12年4月1日指定	鹿児島県	4678200033	号	定員20名
【訪問介護】	平成12年4月1日指定	鹿児島県	4678200058	号	

(4) 施設の周辺環境

24時間体制の協力病院が隣接し、あふれる陽光と黒潮流れる海原を眺め、大自然の中で安心して生活が出来る環境です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のため相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・ご契約者の機能訓練を担当します。
1名以上の機能訓練指導員（兼務）を配置しています。

介護支援専門員・・・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。1名以上の介護支援専門員を配置しています。

医師・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の非常勤医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。
「施設計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。 （契約書第2条参照）

- ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのための必要な調査等の業務を担当させます。
 - ② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びそのご家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
 - ③ 施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
 - ④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条・第9条参照）

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護度認定の有効期限満了日の60日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求の応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の入居者等の生命、身体を保護するための緊急やむを得ない場合には、入居者またはその家族に対して事前に口頭及び文章による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を適正な理由なく、第三者に漏えいしません。
(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等へご契約者の心身等の情報を提供いたします。
また、ご契約者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 13:30～ 14:30～ 15:30～ 予約制です。事前にご連絡ください。

※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい ※ 来訪時はマスク・水道水での手洗い・消毒をお願いいたします。

※ なお、来訪される場合、生物、危険物、ペットの持ち込みはご遠 ※ 飲食は当面お断りいたします。

(2) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出・外泊される場合は、前日までにお申し出ください。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（2）に定める「食事の提供に要する費用」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内の立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者の生じた障害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様です。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・該当ご家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じ、事故状況の記録等から事故再発防止に努めます。

8. 身体拘束について

(1) 施設サービスの提供に当たっては、入居者の生命または身体の保護をするため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者またはその家族に対して事前に口頭および文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。

(3) 身体拘束廃止委員会をおおよそ月1回開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うと共に、常にその解消のため検討に努めます。

9. 終末期のお世話について

縄文の郷では高度な医療行為や延命治療は行えません。しかし、ご本人とご家族のご希望があれば心安らかな終末を迎えられるように、最前を尽くさせていただきます。ご相談ください。

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面の基づき重要事項説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 縄文の郷

説明者職名 : _____

氏 名 : _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意し重要事項説明書を受領いたしました。

入居者住所 : _____

氏 名 : _____ 印

< 代理人 >

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

続 柄 : _____

※ この重要事項説明書は、厚生省令第39条（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

平成17年 10月 1日	改定	令和元年10月 1日	改定
平成18年 4月 1日	改定	令和元年12月 1日	改定
平成18年 7月 1日	改定	令和 4年 10月1日	改定
平成19年 10月 1日	改定	令和 6年 4月1日	改定
平成23年 1月 4日	改定		
平成26年 2月 17日	改定		
平成27年 4月 1日	改定		
平成27年 7月 18日	改定		
平成28年 10月 1日	改定		
平成28年 11月 1日	改定		
令和元年 6月 27日	改定		